

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市伏見区石田森東町地内			
路線名又は河川名等				
工事名	桃山石田線事業予定地道路改良工事			
工期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課(所)名	道路建設課	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	2.2
掘削	m3	0.9	暗渠排水管	m	8
プレキャスト集水桝	箇所	1			

施 工 理 由

本工事は、桃山石田線事業予定地（既買収地）の地盤高を調整することで、官民境界に生じている段差を解消するものである。					
---	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年10月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年10月	
基 準 適 用 年 月	2025年10月	
単 価 地 区	2601：Ⅰ 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	04:道路改良工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（１）－３	1. 2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1. 0
週 休 ２ 日 補 正	補正なし	1. 00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（１）－３	1. 1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1. 0
週 休 ２ 日 補 正	補正なし	1. 00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	前払金対象外	1. 00
財団法人等による補正	補正を行わない	1. 00
契約保証に係る補正率	補正しない	0. 00%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

[illegible]

設計内訳書（本01）

工事名	桃山石田線事業予定地道路改良工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
道路改良		式	1					
道路土工		式	1					
掘削工		式	1					
掘削	土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模),施工数量: 小規模(標準以外)	m3	0.9					
残土処理工		式	1					
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	0.9					
残土等処分	土砂	m3	0.9					
		m3	0.9					
排水構造物工		式	1					
作業土工		式	1					
床掘り (参考数量)	土質:土砂	m3	2					
埋戻し (参考数量)	土質区分:土砂,土質:流用土	m3	2					
管渠工		式	1					
暗渠排水管	作業区分:据付,管種別:直管,管径:50～150mm	m	8					

設計内訳書（本01）

工事名	桃山石田線事業予定地道路改良工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
コンクリート削孔		削孔径:128mm以上160mm以下, 削孔深さ:50mm以上200mm未満	孔	1				
集水桝・マンホール工			式	1				
プレキャスト集水桝		桝規格:240×240, 基礎砕石・蓋版・材料費含む	箇所	1				
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		B	人日	1				
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				
現場管理費			式	1				
工事原価			式	1				
一般管理費等			式	1				

設計内訳書 (本01)

[illegible]

特記仕様書（個別工事編）

工 事 名 桃山石田線事業予定地道路改良工事

工事場所 京都市伏見区石田森東町地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第3条（前払金）

本工事は、前払金及び中間前払金の対象外とする。

2 現場条件に関する事項

第4条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
本工事施工箇所	1 名	交通誘導警備員B 1 名	昼 間	無

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 建設副産物に関する事項

第5条（建設副産物の適正処理）

1 本工事の施工により発生するコンクリート殻については、発注者が処分するものとする。

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 株式会社 SHINJO 京都市伏見区横大路鉾ノ本 22-1	設計運搬距離 L = 7.1 km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 その他事項

第6条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の3週間前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

第7条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

箇 所 図

